

# 一般財団法人 福岡県消防協会 定款

## 第1章 総 則

(名称)

第1条 この法人は、一般財団法人福岡県消防協会と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を福岡市博多区に置く。

2 この法人は、理事会の決議によって従たる事務所を必要な地に置くことができる。

(目的)

第3条 この法人は、火災や風水害等の災害に際し、県民の生命、身体、財産の安全確保のため、消防団及び消防団員が安心して災害防止、救助活動に従事できるよう、福利厚生を図るとともに、消防知識、技能の向上等の教養訓練等を充実させて、消防活動を強化することにより、県民の安全と安心に資することを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 消防団員の教養訓練に関すること
- (2) 消防団及び消防団員等の福利厚生事業（表彰・弔慰救済等）に関すること
- (3) 防火・防災思想の普及徹底に関すること
- (4) 関係団体の事業に関すること
- (5) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

(事業年度)

第5条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(規 律)

第6条 この法人は、理事会が別に定める倫理規程の理念と規範に則り、事業を公正かつ適正に運営し、第3条に掲げる目的の達成と社会的信用の維持・向上に努めるものとする。

## 第2章 資産及び会計

(財産の種別)

第7条 この法人の財産は、基本財産及びその他の財産の2種類とする。

- 2 基本財産は、この法人の目的である事業を行うために不可欠なものとして理事会で定めた財産とする。
- 3 その他の財産は、基本財産以外の財産とする。

(基本財産の維持及び処分)

第8条 基本財産についてこの法人は、適正な維持及び管理に努めるものとする。

- 2 やむを得ない理由により基本財産の一部を処分又は担保に提供する場合には、理事会の議決を得なければならない。

- 3 前項の場合には、評議員会において、議決に加わることのできる評議員の3分の2以上の議決を得なければならない。

(財産の管理・運用)

第9条 この法人の財産の管理・運用は、会長が行うものとし、その方法は理事会の決議により別に定める財産管理運用規程によるものとする。

(事業計画及び収支予算)

第10条 この法人の事業計画書及び収支予算書については、毎事業年度開始の日の前日までに、会長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も同様とする。

(事業報告及び決算)

第11条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
  - (2) 事業報告の附属明細書
  - (3) 貸借対照表
  - (4) 正味財産増減計算書
  - (5) 貸借対照表及び正味財産増減計算書の附属明細書
- 2 前項の承認を受けた書類を定時評議員会に提出し、第1号及び第2号の書類についてはその内容を報告し、第3号から第5号までの書類については承認を受けなければならない。

### 第3章 評議員及び評議員会

#### 第1節 評議員

(定数)

第12条 この法人に、評議員20名以上35名以内を置く。

(選任及び解任)

第13条 評議員の選任及び解任は、評議員会の決議をもって行う。

(任期)

第14条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

- 2 評議員は、辞任又は任期満了後においても新たに選任された者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。
- 3 補欠として選任された評議員の任期は、その前任者の残任期間とする。

(報酬等)

第15条 評議員は、無報酬とする。

- 2 評議員には、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。
- 3 前項に関し必要な事項は、評議員会の決議により別に定める役員及び評議員の

費用に関する規程による。

## 第2節 評議員会

(構成及び権限)

第16条 評議員会は、すべての評議員をもって組織する。

2 評議員会は、次の事項を決議する。

(1) 理事及び監事の選任又は解任

(2) 理事及び監事の報酬等

(3) 評議員に対する報酬等の支給の基準

(4) 貸借対照表及び正味財産増減計算書並びにこれらの附属明細書の承認

(5) 定款の変更

(6) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

3 前項にかかわらず、個々の評議員会においては、第19条第1項の書面に記載した評議員会の目的である事項以外の事項は、決議することができない。

(種類及び開催)

第17条 評議員会は、定時評議員会及び臨時評議員会の2種とする。

2 定時評議員会は、毎事業年度終了後3ヶ月以内に開催する。

3 臨時評議員会は、必要がある場合には、いつでも開催することができる。

(招集)

第18条 評議員会は、法令上別段の定めがある場合を除き理事会の決議に基づき、会長が招集する。

2 前項にかかわらず、評議員は理事に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

3 前項による請求があったときは、会長は遅滞なく評議員会を招集しなければならない。

(招集の通知)

第19条 会長は、評議員会の開催日の1週間前までに、評議員に対して、会議の日時、場所、目的である事項を記載した書面をもって招集の通知を発しなければならない。

2 前項にかかわらず、評議員全員の同意があるときは、招集の手続きを経ることなく、評議員会を開催することができる。

(議長)

第20条 評議員会の議長は、その評議員会において、出席した評議員の中から選出する。

(決議)

第21条 評議員会の決議は、一般社団及び一般財団法人に関する法律（以下「一般社団・財団法人法」という。）第189条第2項に規定する事項及びこの定款に特に規定するものを除き、議決に加わることのできる評議員の過半数が出席し、出席した評議員の過半数をもって決する。

(決議の省略)

第22条 理事が、評議員会の目的である事項について提案した場合において、その提案について、議決に加わることのできる評議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の評議員会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第23条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成しなければならない。

2 出席した評議員及び理事は、前項の議事録に署名する。

(評議員会運営規則)

第24条 評議員会の運営に関し必要な事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、評議員会で定める評議員会運営規則による。

## 第4章 役員等及び理事会

### 第1節 役員等

(種類及び定数)

第25条 この法人に、次の役員を置く。

(1) 理事 18名以上24名以内

(2) 監事 4名以上8名以内

2 理事のうち、2名を代表理事とし、11名以内を一般社団・財団法人法第197条が準用する同法第91条第1項第2号に規定する業務執行理事とすることができる。

(選任)

第26条 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。

(会長、副会長、ブロック長、専務理事及び常務理事)

第27条 会長1名、副会長4名、ブロック長4名、専務理事1名及び常務理事1名は理事会の決議によって選定する。

2 前項で選定された会長及び副会長中の一人を、第25条第2項に規定する代表理事とし、その他の副会長、ブロック長、専務理事及び常務理事を業務執行理事とする。

(理事の職務・権限)

第28条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款の定めるところにより、この法人の職務を執行する。

2 会長は、この法人を代表し、その業務を執行する。

3 副会長は、会長を補佐し、この法人の業務を執行する。また、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、代表理事である副会長がその職務を代行する。

4 専務理事は、会長及び副会長を補佐し、この法人の業務を執行する。

5 常務理事は、この法人の業務を分担執行する。また、専務理事に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代行する。

- 6 会長、副会長、専務理事、常務理事及びブロック長の権限は、理事会が定める職務権限規程による。
- 7 会長、副会長、専務理事、常務理事及びブロック長は、毎事業年度毎に4ヶ月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務・権限等)

- 第29条 監事は、理事の職務執行を監査し、法令に定めるところにより、監査報告を作成する。
- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(任期)

- 第30条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。
- 2 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。
  - 3 役員は、第25条第1項で定めた役員の員数が欠けた場合には、辞任又は任期満了後においても、新たに選任された者が就任するまでは、なおその職務を行わなければならない。
  - 4 補欠として選任された役員の任期は、その前任者の残任期間とする。

(報酬等)

- 第31条 役員は無報酬とする。ただし、常勤の役員には評議員会で決議した別に定める報酬の支給基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。
- 2 役員には、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。
  - 3 前項に関し必要な事項は、評議員会の決議により別に定める役員及び評議員の費用に関する規程による。

(顧問及び相談役)

- 第32条 この法人に顧問及び相談役を置くことができる。
- 2 顧問及び相談役は、学識経験者又はこの法人に功労のある者のうちから、理事会において任期を定め選任する。
  - 3 顧問及び相談役は、無報酬とする。ただし、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。

(顧問及び相談役の職務)

- 第33条 顧問及び相談役は、会長の諮問に応え、会長に対し、意見を述べることができる。

## 第2節 理事会

(設置)

- 第34条 この法人に理事会を設置する。
- 2 理事会は、すべての理事で組織する。

(権限)

第35条 理事会は、次に掲げる職務を行う。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務執行の監督
- (3) 第27条で規定する各理事の選定及び解職

(招集)

第36条 理事会は、会長が招集する。

- 2 理事会を召集する者は、理事会の日時、場所、目的、その他必要な事項を記載した書面をもって、理事会の日の1週間前までに、各理事及び各監事に対してその通知を発しなければならない。

(議長)

第37条 理事会の議長は、会長がこれに当たる。

(決議)

第38条 理事会の決議は、この定款に別段の定めがあるもののほか、議決に加わることのできる理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(決議の省略)

第39条 理事が、理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案について、議決に加わることのできる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなすものとする。ただし、監事が異議を述べたときは、その限りではない。

(報告の省略)

第40条 理事又は監事が理事及び監事の全員に対し、理事会に報告すべき事項を通知したときは、その事項を理事会に報告することを要しない。  
2 前項の規定は、第28条第7項の規定による報告には適用しない。

(議事録)

第41条 理事会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成し、出席した理事及び監事は、これに署名しなければならない。

(理事会運営規則)

第42条 理事会の運営に関し必要な事項は、法令又はこの定款の定めるもののほか、理事会で定める理事会運営規則による。

## 第5章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第43条 この定款は、評議員会において、議決に加わることのできる評議員の3分の2以上の議決を経て変更することができる。  
2 前項にかかわらず、第3条及び第4条並びに第13条については、評議員会にお

いて、議決に加わることのできる評議員の4分の3以上の議決を経て、変更することができる。

(解散)

第44条 この法人は、一般社団・財団法人法第202条に規定する事由及びその他の法令で定めた事由により解散する。

(剰余分の分配の制限)

第45条 この法人は、剰余金の分配を行うことができない。

(残余財産の帰属)

第46条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、評議員会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

## 第6章 委員会

(委員会)

第47条 この法人の事業を推進するために必要あるときは、理事会はその決議により、委員会を設置することができる。

2 委員会の委員は、理事会において選任する。

3 委員会の任務、構成及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

## 第7章 事務局

(設置等)

第48条 この法人の事務を処理するため、事務局を設置する。

2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。

(任免)

第49条 事務局長、次長等の重要な職員は、会長が理事会の承認を得て任免する。

2 前項以外の職員は、会長が任免する。

(運営等)

第50条 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(備付け帳簿及び書類)

第51条 事務局には、常に次に掲げる帳簿及び書類を備えておかなければならない。

(1) 定款

(2) 理事、監事及び評議員の名簿

(3) 認定、許可、認可等及び登記に関する書類

(4) 定款に定める理事会、評議員会及び団長総会の議事に関する書類

(5) 財産目録

(6) 役員等の報酬規程

- (7) 事業計画書及び収支予算書
  - (8) 事業報告書及び計算書類等
  - (9) 監査報告
  - (10) その他法令で定める帳簿及び書類
- 2 前項各号の帳簿及び書類等の閲覧については、法令の定めによるほか、第56条第2項に定める情報公開規程によるものとする。

## 第8章 ブロック

(設置)

第52条 この法人は、別表1のとおり4つの地区にブロックを置く。

(職務)

第53条 ブロック長は、ブロックを代表し、この法人の指示その他の会務について責任を負う。

(規程)

第54条 ブロックの規程は、定款に背反してはならない。

## 第9章 会 員

(会 員)

第55条 この法人に次の会員を置く。

- (1) 正会員 市町村消防団員
  - (2) 特別会員 この法人の事業に密接な関係を有する者及びこの法人のために顕著な功労のあった者
- 2 特別会員は、理事会の推薦により会長がこれを委嘱する。
- 3 会員に関する必要な事項は、理事会の決議により、別に定める会員に関する規程による。

## 第10章 情報公開及び個人情報の保護

(情報公開)

第56条 この法人は、公正で開かれた活動を推進するため、その活動状況、運営内容、財務資料等を積極的に公開するものとする。

2 情報公開に関する必要な事項は、理事会の決議により定める情報公開規程による。

(個人情報の保護)

第57条 この法人は、業務上知り得た個人情報の保護に万全を期するものとする。

2 個人情報の保護に関する必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

## 第11章 公告の方法

(公告の方法)

第58条 この法人の公告は、主たる事務所の公衆に見えやすい場所に掲示する方法により行う。



## 第12章 補則

第59条 この定款に定めるもののほか、この法人の運営に必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

### 附則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める一般法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と一般法人の設立の登記を行ったときは、第5条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。
- 3 この法人の最初の代表理事は、岡部秀年及び藤田正美とする。
- 4 この法人の最初の業務執行理事は、木戸喜代治、角一徳、大澤俊朗、西美典、占部博、中村辰美、泉 守、鶴岡友男、尾籠勝宣とする。
- 5 この法人の最初の評議員は、別表2に掲げる者とする。
- 6 この法人の最初の理事は、別表3に掲げる者とする。
- 7 この法人の最初の監事は、平山弥榮、清永紘一、中村明彦、安藤征洋とする。

別表1 (52条)

ブロック名	地区名	市町村名
福岡	福岡地域	福岡市、筑紫野市、春日市、大野城市 宗像市、太宰府市、古賀市、福津市 糸島市、那珂川町、宇美町、篠栗町 志免町、須恵町、新宮町、久山町 粕屋町
北九州	北九州地域	北九州市、行橋市、豊前市、中間市 芦屋町、水巻町、岡垣町、遠賀町 苅田町、みやこ町、吉富町、上毛町 築上町
筑後	筑後地域	大牟田市、久留米市、柳川市、筑後市 大川市、小郡市、うきは市、みやま市 大刀洗町、大木町、八女市、広川町 朝倉市、筑前町、東峰村
筑豊	筑豊地域	直方市、飯塚市、田川市、嘉麻市 宮若市、小竹町、鞍手町、桂川町 香春町、添田町、川崎町、大任町 赤村、糸田町、福智町

別表2 (附則5：最初の評議員)

武市 昭	西尾 正義	荒木 洋一	久保 善一
永田 仁明	森藤 久繁	安武 泰正	山内 明
三好 諭治	松尾 正勝	中園 博文	柴田 利徳
吉田 浩一	高木 壽則	高尾 紘起	内村 勝藏
佐方 徳行	坂尾 明美	大波 誠治	杉永 一二三
本多 賢次	田中 保夫	永尾 昭夫	堺 藏次
松延 英博	大場 雅之	石田 隆信	西田 博美

別表3 (附則6：最初の理事)

藤田 正美	中村 辰美	中西 利之	井上 靖彦
津和崎 允夫	岡部 秀年	木戸 喜代治	泉 守
白川 景信	篠永 修一	佐伯 勝彦	角 一徳
鶴岡 友男	秋山 恵	主計 俊朗	樋口 安則
大澤 俊朗	尾籠 勝宣	梶嶋 英二	長谷川 芳廣
山田 正昭	西 美典	占部 博	